

ざしきわらし

〒028-6193

岩手県二戸市堀野字大川原毛 38 番地 2

TEL 0195 (23) 2191

FAX 0195 (23) 2834

URL <http://www.ninohe-hp.net/>

編集発行

岩手県立二戸病院 図書広報委員会



「岩手県立病院等事業の

代表者は知事ですか？」



事務局長 高橋 浩

平成 30 年も残すところ、2 週間になりました。今年の夏は非常に暑く、「熱中症」の 3 文字がやたらとマスメディアを賑わし、異常気象を実感させられました。世界的にも大規模自然災害が頻発しており、その影響もあって世界終末時計は残り時間が 2 分になってしまいました。

しかし、そのような温暖化のためこの冬は暖冬かと思いきや、12 月に入って早くも寒波が到来し、12 月上旬に雪が積もってしまいました。毎年ホワイトクリスマスになるのかどうかとヤキモキする時季ですが、平成最後のクリスマスと年末年始が雪で覆われ、白く神聖なたたずまいの中迎えられそうです。

さて、私の立場からはあまり面白い話題を提供することは難しいのですが、難しそうな法律の話を日常の業務に当てはめて説明してみたいと思います。まずはじめに、岩手県立病院事業のトップ（代表者）は誰でしょう。株式会社でいえば「代表取締役社長」に当たるのは、「岩手県のトップは岩手県知事だから達増知事でしょう。」という声が聞こえてきそうです。正解は医療局長です。地方公営企業法という法律がありますが、第 8 条に「管理者は、（中略）地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。（後略）」とあります。そして、県立病院等事業の設置等に関する条例第 4 条第 2 項に「県立病院等事業の管理者は、医療局長という。」とあります。更に、地方自治法第 2 条第 1 項に「地方公共団体は、法人とする。」とあります。つまり、岩手県立病院等事業の運営に限っては、岩手県という法人を代表する人は医療局長であるということです。管理者の担任する事務を定めた地方公営企業法第 9 条第 1 項第 2 号では「職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。」とあり、転勤の時いただく辞令書は、医療局長名になっていることからご理解いただけたと思います。

その他、重要事項である経営の基本原則については、地方公営企業法第 3 条で「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」としています。簡単に言えば、「独立採算制により、住民が必要な医療を提供しなさい。」ということになります。しかし、「住民が必要な医療」の主なもの、①救急医療、②がん医療等の高度医療になると思いますが、これらの医療は客観的に見て独立採算制では決してペイしません。そこで、地方公営企業法第 17 条の 2 で、①本来行政で実施すべき事業（救急医療等）、②効率的に医療を提供してもその収入だけではペイできない医療（高度医療等）については、その不足額を税金から出しなさい（繰入金）と定めています。ところが、毎年 6 月上旬に新聞発表される県立病院等事業（特別会計）の決算について、新聞によっては「一般会計繰入金（税金）が〇〇〇億円入ってもなお〇〇億円の赤字を計上した。」などと揶揄されることがありました。一般会計繰入金が多いということは、地域住民の福祉に資する運営をたくさん実行したことになりますし、単なる赤字補てんではないため決して恥じるものではないことをご理解いただきたいと思います。

最後に、当職としては、独立採算制の推進をお願いし、赤字決算の縮小を祈るのみであります。

感染管理室について

感染管理室は、患者さんや御家族、職員を医療関連感染から守るために、日々活動しています。メンバーは、感染制御のために必要な知識を備えた医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員と多職種で構成されており、現場ではインфекションコントロールチーム（ICT）や抗菌薬適正使用支援チーム（AST）として、組織横断的に活動しています。感染管理室の主な活動は以下の通りです。

1. 日頃からの院内感染防止対策の実践と発生した感染症の拡大防止に向けて対策を実施しています。
2. 院内感染防止対策マニュアルの作成・改訂を行い、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。
3. 各種耐性菌サーベイランス及び感染症発生動向調査を行い、感染情報レポートを発行しています。
4. 週1回程度の院内環境ラウンドの実施、指導を行っています。
5. 抗菌薬の使用状況の把握、適正使用の推進を行っています。
6. 針刺し・切創、粘膜曝露防止など職業感染防止対策を行っています。
7. 全職員を対象とした研修会の開催、院内広報の発行など情報提供や相談への対応を行っています。
8. 感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物や広報を発行するとともに、院内感染アウトブレイク発生時の速やかな対応、職員への感染対策の周知徹底を行っています。
9. 二戸地区圏域の医療機関と連携し、感染対策に取り組んでいます。

最後に感染管理室から咳エチケットと手指衛生（手洗い）について皆様へのお願いです。インフルエンザをはじめとして、咳やくしゃみの飛沫により感染する感染症は数多くあります。「咳エチケット」は、これらの感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。普段からの実践をお願いします。

また、当院の感染対策の取り組みとして、患者さんや御家族、職員を医療関連感染から守るために、手指衛生（手洗い）の励行をお願いしています。日常生活における感染予防のために、トイレの後、食事の前、咳エチケットで口周囲を押さえた後などに手指衛生（手洗い）を行って頂きたいと思っております。



食塩摂取量推定検査～塩分の「見える化」

【臨床検査技術科】

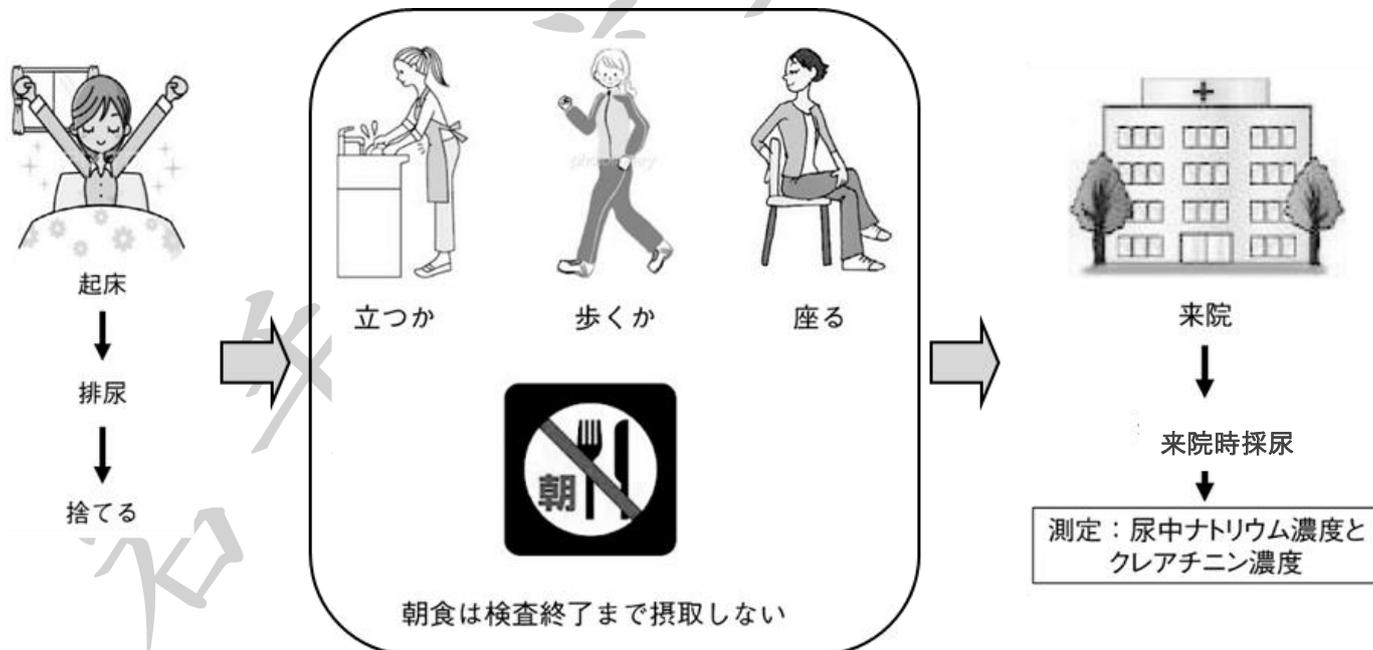
日本人の食塩過剰摂取は様々なメディアで取り上げられ、高血圧の原因となることは多くの方がご存知かと思います。高血圧は、脳卒中、心筋梗塞、心不全などの疾患を引き起こしますが、なかでも、岩手県では脳卒中による死亡率が全国で最も高く、問題視されています。このような現状に対して、医療チームにおいても、食生活を見直し、食塩の摂取量を減らしていく取組が行われています。減塩指導を行うにあたって、どの程度の食塩を摂取しているか示し、塩分を「見える化」することは、客観的に減塩の効果を評価するために効果的な手段といえます。そこで、今回は当院で行われている、食塩摂取量推定検査（簡便法）についてご紹介します。

〈食塩摂取量推定検査とは？〉

食塩摂取量推定検査（簡便法）では、尿中に含まれるナトリウムとクレアチニンの値を測定し、性別、年齢、身長、体重等の値で補正することにより、一日あたりの食塩摂取量を推定します。採血の必要はなく、採尿と、身長・体重の測定によって検査することができます。採尿の際には、以下の注意点があります。

◆採尿時の注意

- ① 朝起きたら排尿してください。（朝起きてから**2番目の尿**で検査を行います。）
- ② 朝の排尿後は、採尿するまで**横にならない**でください。
- ③ **朝食は食べない**でください。（水は飲んでも構いません。）



高血圧でお悩みの方、食塩摂取量検査について関心のある方は

当院を受診される際にご相談ください！

二戸病院広報「ざしきわらし」第23号（平成30年12月17日発行）

編集発行：岩手県立二戸病院 図書広報委員会

〒028-6193 岩手県二戸市堀野字大川原毛 38 番地

TEL 0195(23)2191・FAX 0195(23)2834 URL <http://www.ninohe-hp.net/>